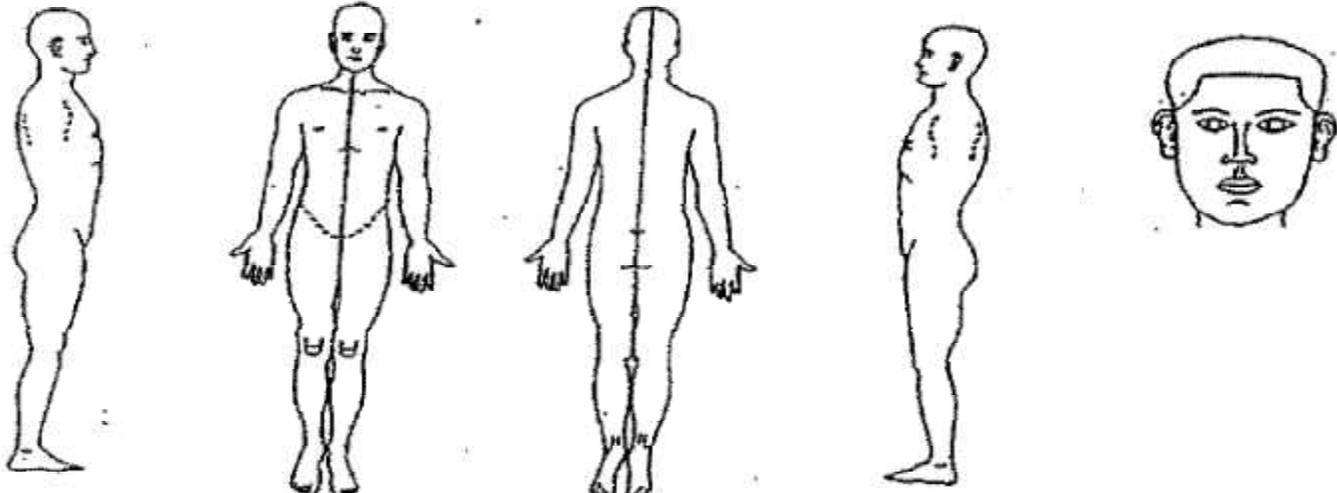


# 平成29年度家庭用品等健康被害モニター調査票（皮膚科）

家庭用品に係る健康被害病院モニター報告制度は、日常生活において使用している衣料品、身の回り品、家庭用化学製品等による皮膚障害等の健康被害について、専門家の診療を通じて収集し、健康被害の実態を把握するとともに、その集計結果を広く公表することにより、家庭用品の安全対策に資することを目的としている。

様式 1

		病院名	
		報告医師名	
I	カルテ番号	受診日	平成 年 月 日
II	略名 仁ツル	性別 1 2 男・女	受診日における年齢 歳
III	初診時における患者の訴え及び現症を記入する。 ----- ----- ----- ----- -----		職 業 1 乳幼児 2 学生(小学生以上) 3 会社員 4 調理関係者 5 主婦 6 その他 ( ) 7 無職 8 不明
IV			
V	1 化学傷害 2 刺激性接触皮膚炎 3a 限局型アレルギー性接触皮膚炎 3b 全身型アレルギー性接触皮膚炎 4 光毒性接触皮膚炎 5 光アレルギー性接触皮膚炎 6 接触じんましん 7 色素沈着 8 その他（具体的に ）	VI 発症年月日	2 1 障害発生日 昭・平 年 月 日
VI	1. 障害の種類が複数の場合には、その各々について○印を付す。 各障害に対応して別々に関係家庭用品がある場合には別々のケースカードにする。 2. 8の欄には（ ）内に障害の種類を具体的に記入すること。		VII 既往歴 / 合併症 接触皮膚炎の既往 有り・無し 有りの場合、発症年月日 有りの場合、原因（製品名、素材等） 昭・平 年 月 昭・平 年 月

※記入に際しての注意

1. 日常生活で使用した家庭用品（医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品、農薬、食品、食品容器包装、美容施術に用いる製品を除く）により発生した健康被害例を1症例毎に記入する。なお、家庭用品の製造所内で発生した障害例も含む。
2. 該当する事項に○印を付すか、具体的に記入する。
3. 記入欄が不足の場合は、別紙に記載し、裏面右上に添付する。

※対象外：医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品、農薬、食品、食品容器包装、美容施術に用いる製品、（例）歯磨き粉・染毛剤、歯科材料等

Ⅶ 関係家庭用品及び化学物質	衣料品	確 実	推 定	身の回り品	確 実	推 定	家庭用化学製品	確 実	推 定	そ の 他	確 実	推 定
	0 下 着			20	ハンドバッグ カ バ ン			40 洗 剤 (洗濯用・台所用洗剤)			60 寝 具	
1 お し め (おしめカバーを含む)			21	め が ね			41 洗 浄 剤 (住宅用洗剤・クワガ-等)			61 床 敷 物		
2 寝 衣			22	時 計			42 洗たく仕上げ剤 (柔軟剤・のり等)			62 カ ー テ ン		
3 フラウス・ワイシャツ			23	時 計 バ ン ド			43 漂 白 剤			63 ク ッ シ ョ ン		
4 セ ー タ ー			24	装 飾 品 (ネックレス)			44 塗 料			64 家 具		
5 和 服			25	装 飾 品 (指 輪)			45 染 料			65 漆 器		
6 く つ 下			26	装 飾 品 (ピアス)			46 接 着 剤			66 文 房 具		
7 手 袋			27	装 飾 品 (イヤリング)			47 芳 香・脱 臭 剤			67 ス ポ ー ツ 用 品		
8 帽 子			28	その他の装飾品 ( )			48 防 虫 剤			68 玩 具		
9 え り ま き ス カ ー フ			29	ベ ル ト			49 ワ ッ ク ス			69 楽 器		
10 ズ ボ ン			30	革 靴						70 ゴ ム・ビ ニール手袋		
			29	運 動 ぐ つ						71 ナイロンタオル		
			31	その他のはきもの ( )						72 ビ ュ ー ラ ー		
11 その他 ( )			39	その他 ( )			59 その他 ( )			79 その他 ( )		
<p>1. 障害との関係が推測された家庭用品について記入する。                  2. パッチテストその他の試験成績等から因果関係が確実と判定したものは、「確実」の欄に○印を記す。                  3. 関係家庭用品について、できるだけ商品名、ブランド・ネーム、会社名（製造、販売）を記入する。洗剤及び洗浄剤についてはコンパクトタイプ、濃縮タイプ、1回すすぎタイプ等を、時計、時計バンド、装飾品、ベルト、及びゴム・ビニール手袋については、できるだけ素材、成分等を記入する。                  (例) 装飾品→指輪・シルバー、ビニール手袋→○○社製・△△手袋・塩化ビニル、下着→靴下のゴム（ラテックス）・○○社製</p>												
関係家庭用品の銘柄・素材等												
関係家庭用品とした根拠		1. 使用状況と障害発現の関係 4. その他 ( )			2. 皮疹の位置			3. パッチテストの成績				
関係化学物質		1. この物質が原因と強く疑われるもの					物質名					
		2. この物質が原因と疑われるもの					物質名					
		3. パッチテストの結果では陽性又は疑陽性であったが、この物質が原因とは考えられないもの					物質名					
Ⅷ パ ッ チ テ ス ト 等 の 成 績	パッチテスト 1. 実施 2. 未実施 パッチテストを実施した場合は、ICDRG基準に準拠して原因と疑われる物質・製品に関して記入する。（-,+?,+,++,+++の5段階） 皮内テスト（プリックテスト等） 1. 実施 2. 未実施											
	検 体 名		48時間後		72時間後		日後		X			
									そ 他 製 品 に 関 係 有 る 物 質 を 見 出 す			
	金 属 名		Co	Ni	Cr	Hg	Au	Pd	(その他)			
48 時間後												
72 時間後												
日 後												
Ⅸ 治 療		-----										
Ⅹ 転 帰		※ 報告時点の状況を記入する。 1. 全治 ( 日) 2. 軽快 3. 不変 4. 増悪 5. 不明 6. その他 ( )										
Ⅺ 担 当 医 コ メ ン ト		-----										